

徳島県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、介護医療院の廃止について、次のとおり届出があった。
令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護医療院		名称	介護医療院名東
開設者		所在地	徳島市名東町一丁目九一番地
サービスの種類		開設者	医療法人まんでん会
廃止の届出の受理日		介護医療院	令和五年八月十八日
廃止年月日			令和五年九月三十日